

ちょっと気になるデータ解説

テレワーク人口の増加と今後の課題

日本のテレワーク人口は、最新の調査結果からも増加の傾向が認められる。しかし、政府が掲げる「テレワーク人口倍増アクションプラン」の目標実現に向けては、テレワークの一層の普及が必要な状況である。

「テレワーク人口倍増アクションプラン」（平成19年5月、テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、以下「アクションプラン」とする）では、テレワークを「情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とし、多様な就労機会や企業・再チャレンジ機会を創出するもの」と位置づけている。そのうえで15歳以上の就業者人口に占めるテレワーカーの割合を示す「テレワーカー比率」を指標に設定し、現状（2005年時点）の10.4%から、2010年に「テレワーカー比率2割の実現」を目指して各種の施策を進めていくとしている。ここでは、この「アクションプラン」に関連したデータを紹介する。

この「テレワーカー比率」10.4%という数字は、国土交通省「2005年時点のテレワーク人口推計（実態調査）」によっている(1)。同省は本年4月、08年度の「テレワーク人口実態調査」を発表し、「テレワーカー率」が15.2%と、05年時点から4.8ポイント上昇したことを明らかにした(2)。このうち、「雇用型」は14.3%(05年9.5%)、「自営型」は21.0%(05年16.5%)だった。

総務省が実施している「通信利用動向調査」でも、企業におけるテレワーク導入率が上昇し、テレワークの普及が進んでいることを示している。平成20年度同調査(3)によれば、テレワークを導入している企業は15.7%となり、前年（10.8%）から5ポイント近く上昇。「導入していないが、具体的導入がある」と答えた企業も、前年から1.7ポイント上昇し5.2%となっている。

このようにテレワークは順調に広まっているが、指標の「テレワーカー比率」が、2010年までに「アクションプラン」の掲げる「2割」の水準に達するには、なお一層の普及促進が必要である。「アクションプラン」では、①情報通信システム基盤の整備②制度環境の整備（在宅勤務ガイドラインの整備等）③テレワークの推進環境の醸成（イベントの開催等）——を進めるとともに、雇用型、自営型それぞれのテレワーク支援など、民間、公務両部門における分野別普及促進施策の展開をうたっている。

さらなる普及が期待されるテレワークであるが、実際にテレワークに関わっている人はどのような意向をもっているのだろうか。08年度の国土交通省調査によると、テレワークをしている理由について（複数回答）、雇用型テレワーカー（981人）のうち、52.8%が「業務、職務命令」によると答え、次いで「業務効率や顧客サービスが向上する」（20.8%）、「電話や人の声にじゃまされないで集中できる」（14.0%）、「通勤時間の削減などにより自由に使える時間が増える」（11.7%）——などがあがっている。

テレワーク時間については、雇用型および自営型テレワーカー（1,308人）のうち、「増やしたい」が19.8%、「減らしたい」は15.6%となった（「今のままでよい」は64.6%）。ここで「増やしたい」と回答した人（259人）にその理由を聞くと（複数回答）、56.4%が「通勤時間の削減などにより自由に使える時間が増える」、44.0%が「業務効率や顧客サービスが向上する」、34.4%が「通勤の際の肉体的・精神的負担を減らせる」と答え、「テレワークをしている理由」の設問に対する回答と同様のメリットをあげている。一方、「減らしたい」と回答した人（204人）が答えた理由は（複数回答）、「仕事の内容が在宅勤務などの働き方に向いていない、必要性がない」（27.5%）、「仕事に必要なデータ・資料が整っていない」（22.1%）、「自分だけでは仕事の進捗管理や時間管理が難しい」（20.6%）などとなっており、仕事の内容自体の問題以外では、テレワークを可能にするための環境・条件面の問題が指摘されている。

また、テレワークをしていない雇用者（テレワーク時間を週に0分と回答した1,525人）を対象に「テレワークをしない・できない理由」を聞くと（複数回答）、「仕事の内容が在宅勤務などの働き方に向いていない、必要性がない」が76.3%と多数を占めた。しかしそのほかに、「会社のセキュリティ管理に関するルールが厳しい」（25.8%）、「在宅勤務などの働き方の社内制度がない」（17.7%）、「仕事に必要なデータ・資料が整っていない」（12.7%）——などがあがっており、ここでも職場における環境整備が課題として浮かび上がっている。

（調査・解析部 主任調査員 吉田和央）

- (1) 本誌2008年2月号本欄（57頁）において、テレワークの普及実態について、この国土交通省調査を含めたデータを紹介している。
- (2) テレワーカーの定義は「ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でITを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ITを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人」とされる。なお、政府の「アクションプラン」では「ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人」と表現を簡略化している。国土交通省調査における08年度の「テレワーカー率」は、実態調査（08年12月～09年2月にかけて行ったWeb調査で、先行調査1000人・本調査6000人の有効回答を得た）に基づくサンプルベースのテレワーカー比率を、通信利用動向調査（総務省）によるインターネット利用率や就業構造基本調査（厚生労働省）による雇用者と自営業者の比率で補正して算出しているとされる。
- (3) 調査時期は09年1月で、企業調査については、常用雇用者規模100人以上の2870企業を対象とし、有効回答数は2012企業（70.1%）。